

安全保障法案の衆議院での強行採決に抗議する会長声明

本日、衆議院本会議で、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案（以下併せて「安全保障法案」ないし「法案」という）が可決された。

当会は、この法案が憲法違反であることを指摘し立法に反対してきたが、今般、大きな国民世論の反対を押し切り、衆議院で強行採決されたことに対し、強く抗議する。

同法案は、集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊の活動について地理的限定を外し、外国軍隊の後方支援など他国のために武力行使することにまで拡大するものであり、日本国憲法の定める恒久的平和主義に反している。

わが国は、歴代政府の解釈として、憲法第9条の下では自国に対する専守防衛のための個別的自衛権しか許されず、集団的自衛権及び海外での武力行使は許されないとしてきており、その解釈を変更して、集団的自衛権を行使し、自衛隊が外国軍隊とともに武力行使することを認める法案は違憲である。

この法案については、衆議院に参考人として招致された憲法学者3名が違憲であると明言し、歴代内閣法制局長官も憲法に違反していると指摘した。日本弁護士連合会を始め、当会を含む全国の弁護士会も、同法案が憲法に違反しており許されないとの声明を発表している。新聞各社の調査によれば、国民世論も法案に反対ないし今国会での成立に反対の意見が過半数を優に超えている。

このように多くの専門家が違憲であると指摘し、国民の大多数が反対ないし慎重意見であるにもかかわらず、与党は数の力で押し切って採決したものであり、民意を無視した暴挙と言わざるを得ない。

国政は国民の厳肅な信託によるものである。日本国民は、政府や国会に対し憲法に則った国政を信託したのであり、行政及び立法は憲法に則って行われなければならない。国務大臣および国会議員には憲法尊重擁護義務が課せられているのである、憲法に違反する行政及び立法は許されない。

よって、当会は、今般の安全保障法案の衆議院可決に強く抗議するとともに、国会に対し本法案を廃案とするよう求める。

平成27年7月16日

千葉県弁護士会 会長 山本 宏

